

被害者等支援計画



新中央航空株式会社

目 次

1. はじめに	2
2. 被害者等支援の基本的な方針	
(1) 安全の確保に対する基本的な考え方に関する事	2
(2) 被害者等への支援に関する基本的な姿勢に関する事	2
3. 被害者等支援の基本的な実施内容	
(1) 情報提供	2
(2) 事故現場等における対応	3
(3) 継続的な対応	3
4. 被害者等支援の基本的な実施体制	4

1. はじめに

新中央航空 被害者支援計画は、先に策定された「公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドライン（国土交通省 平成 25 年 3 月）」を基に、大規模な事故が発生した場合を想定し、被害者等支援の基本的な方針や実施内容等について定めています。

2. 被害者等支援の基本的な方針

(1) 安全の確保に対する基本的な考え方に関すること

新中央航空は、「安全方針」について「安全は経営の基盤であり、社会的責務である。安全の確保を最優先事項とする。」と定め、安全への取組を継続しています。

また、航空事故に関係する社内規程では、事故処理及び初動措置として ①「人命の安全確保を最優先とする。」②「適切にご被災者、ご家族及び乗員支援を実施する。」などの基本方針を定めています。

(2) 被害者等への支援に関する基本的な姿勢に関すること

万が一、大規模な事故が発生した場合、人命の安全確保を最優先に支援を行います。また、可能な限り速やかに被害に遭われた方及びそのご家族等に寄り添い、適切な情報提供を継続してまいります。

3. 被害者等支援の基本的な実施内容

(1) 情報提供

① 事故情報のご家族への伝達

- ・新中央航空における航空事故情報を入手した場合は、社長を本部長とした航空事故対策本部を社内に設置いたします。
- ・ご家族からのお問合せやご要望にお応えする連絡窓口を社内航空事故対策本部内に設置し、直ちに搭乗者名簿等を元に、被害に遭われた方のご家族に連絡いたします。
- ・事故現場において警察機関、救助機関、医療機関等からの情報収集に最大限の努力を払い、被害に遭われた方のご家族への連絡に努めてまいります。

② 乗客情報及び安否情報の取扱い

- ・乗客情報、安否情報等は、個人情報の保護に関する法律等の観点から適切な取扱いを行います。

但し、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は、必要最小限の範囲でこれらの情報の提供について検討いたします。

- ・ご家族に連絡が取れ、当該ご家族が被害に遭われた方の情報を公表することを断られる場合は、その意思に沿った取扱いをいたします。

③ 被害者等への継続的情報提供

- ・乗客情報、安否情報、事故の原因に関する情報や再発防止策について、継続的に情報提供を行うよう努めてまいります。

(2) 事故現場等における対応

① 家族の事故現場、待機地点等への案内

- ・事故発生時、被害に遭われた方のご家族が、現地への移動や滞在について要望される場合、その移動や滞在について適切な支援に努めてまいります。

② 滞在中の支援

- ・事故発生直後において、ご家族からのご要望に従い、事故現場等付近での待機場所、宿泊場所及び食料・飲料の手配、安否確認への付き添い、心身のケア体制等について、適切な支援に努めてまいります。

(3) 継続的な対応

① 遺品、所持品の返還、慰霊等

- ・被害に遭われた方の遺品の取扱いについては、細心の注意を払って保管管理し、ご家族へ返還できるよう努めてまいります。
- ・被害に遭われた方の葬儀、合同慰霊式・法要の実施等について、行事への参列やお手伝い等ができるよう努めてまいります。また同時に、ご家族のお気持ちを十分にふまえて対応してまいります。

② 被害者等及びそのご家族からの相談受付体制

- ・被害に遭われた方及びそのご家族からの相談にできる限り対応していくために、ご支援窓口を継続的に設置いたします。

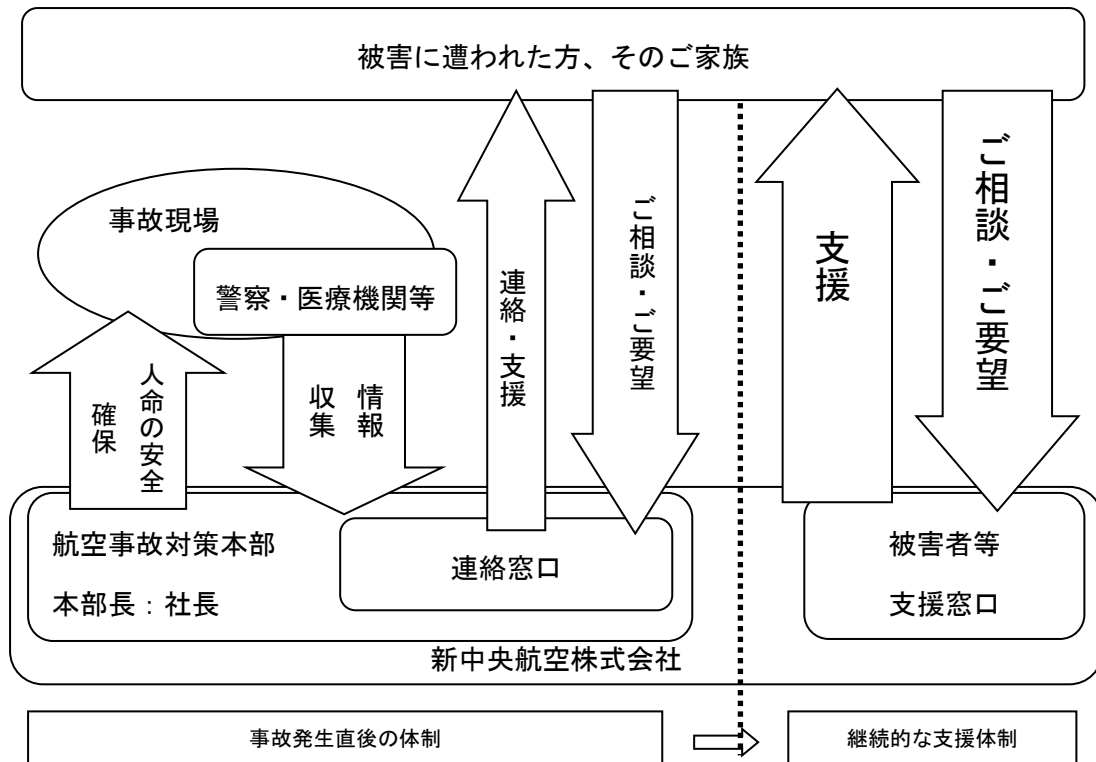
③ 被害者等及びそのご家族に対するサポート

- ・被害に遭われた方及びそのご家族が再び平穏な生活を取り戻していくための生活面での相談への対応、心身のケア体制について適切な支援に努めてまいります。
- また、被害に遭われた方及びそのご家族それぞれの事情やご要望に応じ、ご本人のご意向を尊重しつつ、必要に応じて専門医等に協力を求める等などの対応について検討いたします。

4. 被害者等支援の基本的な実施体制

① 体制の確立

- ・新中央航空において重大事故が発生した場合、社長を本部長とした航空事故対策本部を設置し、事故発生時のご被災者等支援を実施いたします。
- また、中長期的には、被害者等支援窓口を設置し継続的な支援を実施してまいります。



② 研修・教育・訓練等

- ・被害者等支援に直接従事する職員だけでなく、広く全職員に対して、被害者等支援の意義について周知を図るとともに、定期的な模擬演習の他必要な研修・教育・訓練等を計画的に実施してまいります。

以上